

## 「食品等の年末一斉取締り」を行います

年末は、多種類の食品が短期間に大量流通するほか、ノロウイルスによる食中毒も発生しやすい季節です。

このため、飲食店、旅館、仕出し・弁当屋、食肉取扱施設、スーパーマーケット、給食施設等の食品を取り扱う施設を対象に、県内一斉に保健福祉事務所（保健所）職員が立入検査を行い、適切な衛生管理がなされているか点検を行います。

また、流通食品の安全性を確認するため、店頭から食品の抜取り検査を実施します。

### 1 実施期間

令和7年12月1日（月）から12月26日（金）まで

### 2 実施機関

県内 10 保健福祉事務所（保健所）

### 3 実施方法

#### （1）施設に対する立入検査

##### ア 主な対象施設

飲食店、旅館、仕出し・弁当屋、食肉取扱施設、スーパーマーケット、給食施設等

##### イ 立入検査内容

食品の衛生的な取扱い方法、食品の適正表示（期限表示など）の確認等

#### （2）食品の抜取り検査

##### ア 対象食品

牛乳、魚介類及びその加工品、果実・野菜等

##### イ 検査項目

残留農薬、動物用医薬品等

食品添加物（保存料、着色料、発色剤等）

微生物（大腸菌群、一般細菌等）

確かな暮らしを守り、

信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン3.0

～大変革への挑戦 「ゆたかな社会」を実現するために～

[長野県総合5か年計画推進中]

（問合せ先）

担当 健康福祉部食品・生活衛生課  
食品衛生係、乳肉・動物衛生係  
松本、及川、中村、小山

電話 026-232-0111（代表）内線2661・2641  
026-235-7155

FAX 026-232-7288

E-mail shokusei@pref.nagano.lg.jp

○ 参考資料

令和6年度（2024年度）の年末一斉取締りの実施結果

（1）立入検査結果

立入検査施設数	指導件数	指導件数の内訳
1, 015施設	21件	・許可を要する営業施設：21件 ・許可を要しない営業施設：0件

（2）食品の抜取り検査結果

検体数	不適件数	不適内容
126件	0件	—

○ 問い合わせ先

保健福祉事務所（保健所）ごとに実施計画を立てています。

保健福祉事務所名	電話番号
佐久保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0267-63-3297
上田保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0268-25-7152
諏訪保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0266-57-2929
伊那保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0265-76-6839
飯田保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0265-53-0446
木曽保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0264-25-2235
松本保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0263-40-1942
大町保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0261-23-6528
長野保健福祉事務所 食品・生活衛生課	026-225-9065
北信保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0269-62-3106